**第二条**　令和七年における法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額は、次の表のとおりとする。

| 原子力発電環境整備機構の名称 | 単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額 |
| --- | --- |
| 原子力発電環境整備機構 | 第二種特定放射性廃棄物一立方メートル当たり五千八百八十一万八千円 |

**第二条**　令和六年における法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額は、次の表のとおりとする。

| 原子力発電環境整備機構の名称 | 単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額 |
| --- | --- |
| 原子力発電環境整備機構 | 第二種特定放射性廃棄物一立方メートル当たり五千七百四十四万六千円 |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。